

米国「10+2」ルール(概要)

要件	輸入者の要件 (「10+2」の「10」)		キャリアの要件 (「10+2」の「2」)	
	Importer Security Filing 【 § 149】		Vessel Stow Plan(VSP) 【 § 4.7c】	Container Status Message(CSM) 【 § 4.7d】
対象貨物	コンテナ貨物・ブレイクパル(BB)貨物 (FROB/IE/T&Eを除く) ※パル貨物は適用対象外。また、現行 24 時間ルールを免除されている BB 貨物については申告期限に関する緩和規定あり	FROB/IE/T&E である コンテナ貨物、BB 貨物 ※パル貨物は適用対象外。また、現行 24 時間ルールを免除されている BB 貨物については申告期限に関する緩和規定あり	コンテナ貨物、BB 貨物 ※パル貨物と現行 24 時間ルールの免除を受けている BB 貨物は適用対象外	コンテナ貨物 ※パル/BB 貨物は適用対象外
申告者	・ ISF 輸入者又は指定された代理人 【規則 §149.1(a)及び § 149.2(a)参照。以下同】 ・ 自由貿易地域 (FTZ) に送られる場合は FTZ 申請者又は指定された代理人 【§149.1(a) 及び § 149.2(a)】	・ FROB(Foreign Cargo Remaining on Board)については、キャリア又は指定された代理人 【§149.1(a) 及び § 149.2(a)】 ・ 即時輸出(Immediate Exportation: IE) / 保税輸入・輸出(Transportation & Exportation: T&E) 貨物については、IE/T&E 申請者又は指定された代理人 【§149.1(a)及び § 149.2(a)】	・ キャリア 【 § 4.7c】	・ キャリア 【 § 4.7d(a)】
申告項目・申告期限	<p>1. 船積み 24 時間前までに申告する項目 【申告期限は § 149.2(b)(1)、申告項目は § 149.3(a)(1)~(4)】</p> <p>①販売者(所有者)の名前と住所。【 § 149.3(a)(1)】 ⇒当該商品を販売する者又はその販売に合意する者の名前と住所。購入目的の輸入でない場合は所有者の名前と住所。取引上幅広く認められた ID 番号でもよい。</p> <p>②購入者(所有者)の名前と住所。【 § 149.3(a)(2)】 ⇒当該商品を購入する者又はその購入に合意する者の名前と住所。購入目的の輸入でない場合は所有者の名前と住所。取引上幅広く認められた ID 番号でもよい。</p> <p>③記録上の輸入業者番号/FTZ 申請者の ID 番号【 § 149.3(a)(3)】 ⇒IRS(国税庁)番号、EIN(雇用者)番号、SSN(社会保障)番号、或いは輸入の結果として生じる全ての関税の支払いと法規制要件を満たす義務のある者に対し CBP が発行する番号。FTZ に輸送される商品については、IRS 番号、EIN 番号、SSN 番号、或いは FTZ 申請者に IRS が発行する番号。</p> <p>④荷受人番号【 § 149.3(a)(4)】 ⇒IRS 番号、EIN 番号、SSN 番号、或いは自己の責任で商品を輸送する米国内の個人又は会社に IRS が発行する番号。</p> <p>2. 船積み 24 時間前に申告、但し、同時点で入手できる最善の情報を申告し、米国到着の 24 時間前(航海時間が 24 時間以内の場合は船積み時)までのできるだけ早い時期に正確な情報に修正することができる項目。 【申告期限は § 149.2(b)(2)及び § 149.2(f)、申告項目は § 149.3(a)(5)~(8)】</p> <p>⑤製造者 (又はサプライヤ) の名前と住所。【 § 149.3(a)(5)】 ⇒商品を最後に製造、組立、生産又は育成(grow)する者、或いは完成品が発発する国での同完成品の供給する者の名前と住所。代わりに、米国の輸入関連法・規制(即ち、通関申告)で求められる製造者(又はサプライヤ)の名前と住所でもよい(これは通関申告目的で既存の製造者番号を設定するために使用される情報である)。取引上幅広く認められた ID 番号でもよい。</p> <p>⑥送り先の名前と住所【 § 149.3(a)(6)】 ⇒商品が税関を離れた後、物理的に同商品を受け取る者の名前と住所。取引上幅広く認められた ID 番号でもよい。</p> <p>⑦原産国【 § 149.3(a)(7)】 ⇒輸入貨物が製造、生産又は育成された国。米国の輸入関連法に基づく。</p> <p>⑧貨物の HTSUS 番号【 § 149.3(a)(8)】 ⇒輸入貨物が HTSUS で分類される際の関税/統計報告番号。HTSUS 番号は 6 桁で提出。10 桁でもよい。この申告要素は、記録上の輸入者或いは免許を持った通関事業者によって 10 桁以上で申告された場合、引取申告にのみ使用される。</p> <p>3. 可能な限り早期に、但し、米国到着の 24 時間前(航海時間が 24 時間以内の場合は船積み時)までに申告する項目 【申告時期は § 149.2(b)(3)、申告項目は § 149.3(a)(9)と(10)】</p> <p>⑨コンテナ詰め場所【 § 149.3(a)(9)】 ⇒コンテナ詰め場の物理的な場所の名前と住所。BB 貨物の場合、船積みができる状態(ship ready)にされた物理的な場所の名前と住所。取引上幅広く認められた ID 番号でもよい。</p> <p>⑩混載業者の名前と住所【 § 149.3(a)(10)】 ⇒コンテナ詰めを行った者、或いはコンテナ詰めを手配した者の名前と住所。BB 貨物については、貨物を船積みできる状態にした者、或いは貨物を船積みできる状態にする手配を行った者の名前と住所。取引上幅広く認められた ID 番号でもよい。</p> <p>※ 上記 1~3 に拘わらず、現行 24 時間ルールを免除されている「BB 貨物」は、上記全項目について、米国到着 24 時間前までに申告。【§149.4(b)】</p>	<p>1. 申告項目【§149.3(b)(1)~(5)】</p> <p>①ブックングをした団体の名前と住所【§149.3(b)(1)】 ⇒貨物スペースの予約をした団体の名前と住所。取引上幅広く認められた ID 番号でもよい。</p> <p>②積み下ろしを行う外国港【§149.3(b)(2)】 ⇒最終目的地となる外国の荷揚港の港湾コード</p> <p>③配送場所【§149.3(b)(3)】 ⇒配送場所の都市コード</p> <p>④送り先の名前と住所【§149.3(b)(4)】 ⇒商品が税関を離れた後、同商品を物理的に最初に受け取る予定である団体の名前と住所。取引上幅広く認められた ID 番号でもよい。</p> <p>⑤貨物の HTSUS 番号【§149.3(b)(5)】 ⇒輸入貨物が HTSUS で分類される際の関税/統計報告番号。HTSUS 番号は 6 桁で提出。10 桁でもよい。</p> <p>2. 申告期限</p> <p>(1)FROB 貨物は、船積み前まで【 § 149.2(b)(4)】</p> <p>(2)IE/T&E 貨物は、船積み 24 時間前まで</p> <p>(3)上記(1)と(2)に拘わらず、現行 24 時間ルールの船積み 24 時間前申告を免除されている「BB 貨物」は、米国到着 24 時間前までに申告。【§149.4(b)】</p>	<p>1. 申告項目</p> <p>(1)船船情報 【 § 4.7c(b)(1)~(3)】 ①船名 (IMO 番号を含む) ②船舶オペレーター ③航海番号</p> <p>(2)コンテナ情報【§4.7c(c)(1)~(7)】 ①コンテナオペレーター ②機器の番号 ③機器のサイズと形式 ④積み付け位置 ⑤危険物コード (Hazmat Code。該当する場合) ⑥積み込み港 ⑦積降し港</p> <p>2. 申告期限【 § 4.7c(a)】</p> <p>・ 外国の最終寄港地を出港後 48 時間以内。 ・ 航海時間が 48 時間以内の場合は米国到着前。</p>	<p>1.CSM として報告が求められる事象(event)</p> <p>・ キャリアは、米国向けの全コンテナについて、自社の機器追跡システムで以下の事象を報告する CSM を作成・収集している場合、同事象を報告する。【 § 4.7d(a)】</p> <p>・ 輸送業者が本ハウという CSM を別途自ら作成・収集しておらず、自らの電子機器追跡システムで維持していない場合、同輸送業者は同 CSM を作成・収集する必要はない【 § 4.7d(a)】</p> <p>≪CSM として報告が求められる事象(event)≫ 【 § 4.7d(b)(1)~(9)】</p> <p>①コンテナに関する予約が確認された時 ②コンテナに対するターミナルゲート検査が行われた時 ③コンテナが施設に到着又は施設を出発した時 (これらの事象は、コンテナが、港、コンテナヤード又は他の施設に出入りした時に発生する。通常これらの CSM は、「ゲートイン」又は「ゲートアウト」メッセージと呼ばれる)</p> <p>④コンテナが輸送機材に積み込まれた又は積み降ろされた時 (例えば、船舶、フィーダー船、バージ、鉄道及びトラックによる移動を含む。これらは、「積み込み」又は「積み降ろし」メッセージと呼ばれる。)</p> <p>⑤船舶が出航又は入港した時 (これらは通常「船舶出発」又は「船舶到着」通知と呼ばれる)</p> <p>⑥コンテナがターミナル内を移動した時 ⑦コンテナの詰め込み又は荷降ろしが指示された時 ⑧コンテナの詰め込み又は荷降ろしが確認された時 ⑨コンテナが大規模な修理のために止められた時</p> <p>2. CSM の送信時期</p> <p>➢ 船社は、上記 CSM が自社の機器追跡システムに取り込まれた後 24 時間以内に同 CSM を CBP に送信する。 【 § 4.7d(c)】</p> <p>3. 報告内容</p> <p>・ 各事象の報告には以下を含まねばならない 【 § 4.7d(d)(1)~(6)】</p> <p>①ANSI X.12 又は UN EDIFACT 規格に定義される事象コード ②コンテナ番号 ③報告対象となる事象の発生日時 ④コンテナの状態 (empty 又は full) ⑤事象が発生した場所 ⑥コンテナが特定の船舶と関連する場合、当該 CSM に関連する船舶 ID</p>

要件	輸入者の要件 (「10+2」の「10」) Importer Security Filing 【 § 149】		キャリアの要件 (「10+2」の「2」)	
			Vessel Stow Plan(VSP) 【 § 4.7c】	Container Status Message(CSM) 【 § 4.7d】
対象貨物	コンテナ貨物・ブレイクパルク(BB) 貨物 (FROB/IE/T&E を除く) ※パルク貨物は適用対象外。また、現行 24 時間ルールを免除されている BB 貨物については申告期限に関する緩和規定あり	FROB/IE/T&E である コンテナ貨物、BB 貨物 ※パルク貨物は適用対象外。また、現行 24 時間ルールを免除されている BB 貨物については申告期限に関する緩和規定あり	コンテナ貨物、BB 貨物 ※パルク貨物と現行 24 時間ルールの免除を受けている BB 貨物は適用対象外	コンテナ貨物 ※パルク/BB 貨物は適用対象外
その他	<p>1. ISF は CBP が承認する EDI システムで提出する。【 § 149.2(a)】 (現在承認されているのは、Automated Broker Interface (ABI) と船舶 AMS)</p> <p>2. 情報の検証 【§149.2(c)】 ・申告者が他団体から得た情報を電子申告する場合、CBP は、申告者が実際の商慣習に従い当該情報を得た方法、並びに申告者が当該情報を検証できるか否か及びどのような方法で検証できるか、を考慮する。申告者が当該情報を合理的に検証できない場合、CBP は、当該申告者が合理的に正しいと信じるものに基づく情報を提出することを許可できる。</p> <p>3. 情報のアップデート 【§149.2(d)】 申告者は、ISF 申告時から貨物が米国内の港に到着するまでの間に、申告情報に変更があった場合或いはより正確な情報を入手した場合、申告済の情報を更新しなければならない。</p> <p>4. 情報の取り下げ 【§149.2(e)】 申告者は、情報の申告後に当該貨物が米国に輸入されなくなった場合、その理由とともに申告を取り下げなければならない。</p> <p>5. ISF 申告の適格性、指定された代理人 ・ISF を電子的に行うための資格要件として、申告者は、CBP が承認した EDI を通じて ISF を提出するため CBP が規定する通信プロトコルを確立しなければならない。【§149.5(a)】 ・ § 149.6(b)に従い ISF と引取申告(entry)／納税申告(entry summary)とを同時に電子申告する場合、当該申告者は、輸入者自身又は免許を持つ通関業者でなければならない。【§149.5(a)】 ・いかなる ISF 申告者もボンドを所有していなければならない。【§149.5(b)】 ・指定された代理人は、英文による代理権を保持しなければならない 【 § 149.5(c)】</p> <p>6. ISF、引取申告、納税電子申告を同時に行う場合 【§149.6】 ISF、引取申告、納税電子申告を同時に行う場合、輸入者は、以下のデータについては一度だけ提出すればよい。 (a)記録上の輸入者番号、(b)荷受人番号、(c)原産国、(d)HTSUS 番号 (10 桁のみ)</p>		<p>1. VSP は、CBP が承認する EDI システムで提出する。【§4.7c(a)】 (現在承認されているシステムは、以下を含む。 ・船舶 AMS ・sFTP(Secure file transfer Protocol) ・Eメール)</p>	<p>1. 船社は、米国向コンテナの CSM と一緒に、米国向け以外のコンテナの CSM を提出してもよい。但し、CBP は提出された情報へのアクセス、並びにその使用ができるものとする。【 § 4.7d(e)】</p> <p>2. CSM は以下のいずれかにより作成する。 ・ANSI X.12 ・UN EDIFACT</p> <p>3. VSP は、CBP が承認する EDI システムで提出する。【§4.7d(a)】 (現在承認されているのは、sFTP)</p>

※1. パルク貨物とブレイクパルクの定義は以下のとおり。【§149.1(c)と(d)】

(c)パルク貨物:同質の貨物で、バラで貨物倉に積み込まれ(stowed loose in the hold)、箱 (box) 、壘・缶 (bale) 、袋 (bag) 、樽 (cask) 等いかなる容器にも梱包されていないもので、以下のいずれかから構成されるもの

(1)油、穀物、石炭、鉱石などの流し込める物質(free flowing articles) で、ポンプでの汲み上げ、シュターでの流し込み、落とし込み(dumping) による取り扱い、が可能なもの、或いは、

(2)れんが、銑鉄、木材、鋼材など機械的な取り扱いを必要とするもの

(d)ブレイクパルク貨物: コンテナ化されていないが、他の形で梱包された又は束ねられた貨物

※2. 本規則は、2009 年 1 月 26 日から実施。本規則の完全実施日(2010 年 1 月 26 日)までは罰則の適用はなし。罰則は、ISF 輸入者については、違反 1 件につき USD5,000 (【 § 113.63(g)】)。 キャリアについては、①現行 24 時間ルールの違反 1 件につき USD5,000 とし輸送機材(conveyance)の 1 回の到着で USD100,000 を上限とする(【 § 113.64(c)】)、②ISF 申告の違反 1 件につき USD5,000(【 § 113.64(e)】)、③VSP は違反 1 件につき USD50,000(【 § 113.64(f)】)、④CSM の違反 1 件につき USD5,000 とし船舶の 1 回の到着で USD100,000 を上限とする 【 § 113.64(g)】。

※3. (参考) 現行 24 時間ルールでの申告項目 : (1)B/L 番号、(2)米国向け出航直前の外国港、(3)船舶貨物管理番号(Carrier SCAC)、(4)船社指定の航海番号、(5)最初の米国港到着日、(6)数量、(7)数量単位、(8)海外で最初に荷受けが行われた場所、(9)貨物の内容(又は 6 桁の HTUSU 番号)、(10)貨物の重量、(11)荷送人の名前と住所、(12)荷受人の名前と住所又は ID 番号、(13)船名、(14)船籍、(15)船舶番号、(16)海外の積出港、(17)有害物質(Hazmat コード)、(18)コンテナ番号、(19)シール番号、(20)外国港出港日、(21)外国港出港時刻

※4. 本資料は、2008 年 11 月 25 日付 Federal Register、日本機械輸出組合資料、等により作成。

以上